

令和6年12月26日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、荒牧空調工業株式会社（所在地 栃木県さくら市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 高橋（内線：2511）

○契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 大野（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
荒牧空調工業株式会社	栃木県さくら市卯の里 1 - 1 2 - 9

2. 指名停止措置期間

令和6年12月26日から令和7年2月25日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令で定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間にさくら市が発注する氏家小学校ほか給食室空調機改修工事を直接請け負っていた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年11月21日栃木県知事から監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして栃木県知事から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上9 ヶ月以内